議案第55号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 兵庫県三田市高次二丁目

氏 名 安 行 英 文

住 所 兵庫県三田市武庫が丘二丁目

氏 名 岩 井 幸 茂 亨

平成25年6月25日提出

三田市長 竹 内 英 昭

(提案理由)

平成25年9月30日付をもって、人権擁護委員 池田 泰子氏、福西 勝弘氏 の任期が満了するので、後任委員候補者を推薦する必要があるため。

(参考)

三田市人権擁護委員一覧表

氏 名	委嘱年月日	任期満了年月日
堀 正昭	平成23年10月 1日	平成26年 9月30日
岩脇志保子	平成23年10月 1日	平成26年 9月30日
小池由紀子	平成23年10月 1日	平成26年 9月30日
渡邉 裕之	平成23年 7月 1日	平成26年 6月30日

人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から該当市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。